

第1次隠岐の島町総合振興計画（平成20年～令和元年）

～隠岐びとのところをもって～

検証報告書



令和元年7月
隠岐の島町

目 次

I. 検証の概要

1. 検証の目的 P1
2. 基本方針と基本施策体系 P2

II. 基本方針の基本施策別検証

- 基本方針 1. 隠岐びとの心を育む教育環境づくり P3～
- 基本方針 2. 隠岐びとが学び集う環境づくり P7～
- 基本方針 3. 島の魅力と特性を活かした観光・交流のまちづくり P11～
- 基本方針 4. 魅力的な観光・交流空間づくり P14～
- 基本方針 5. 観光を機軸にした産業おこし P18～
- 基本方針 6. 安心して暮らせる保健、医療、福祉の環境づくり P25～
- 基本方針 7. 安心・安全で快適な生活環境づくり P32～
- 基本方針 8. うるおいのある自然環境づくり P37～

～別 冊～

■第1次隠岐の島町総合振興計画の検証【資料編】

■第1次隠岐の島町総合振興計画の検証【町民アンケート結果編】

I. 検証の概要

1. 検証の目的

隠岐の島町は、平成 20 年 9 月に総合的なまちの発展の方向性を示す指針として「隠岐の島町総合振興計画」を策定しました。計画では、平成 31 年度を目標年次として、「島をリードする隠岐びとが育つまち」「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」「みんなで支えるやさしい福祉のまち」の3つを基本目標に掲げ、それらの実現に向けて各施策を推進してきました。また平成 27 年 11 月には地域活性化と人口減少対策を目的に、平成 31 年度を目標年次とした「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」を策定し、活力ある隠岐の島町の実現に向けた取り組みを進めてきたところです。

こうした状況の中、現総合振興計画及び総合戦略が平成 31 年(令和元年)度をもって最終年度となることから、将来的な展望と進むべき目標を設定するため、令和 2 年度を初年度とする「第2次隠岐の島町総合振興計画」の策定を進めているところです。

この度、第2次隠岐の島町総合振興計画の策定に着手するにあたり、現行の総合振興計画に掲げた基本方針や基本施策について、これまでの取り組み状況や課題を整理するために本検証を行いました。

2. 基本方針と基本施策体系

(平成 20 年 9 月計画策定)

基本方針		基本施策
1	隠岐びとの心を育む教育環境づくり	① 心身共にバランスのとれた発達を促す教育環境の整備
		② 隠岐を知り地域に根ざした活動の展開
		③ 次世代を担う心豊かなたくましい青少年の育成
2	隠岐びとが学び集う環境づくり	① 隠岐を知り、隠岐で学ぶための施設整備
		② 活気ある住みよい地域社会の構築
		③ 人権施策の推進
		④ 男女共同参画社会の実現
		⑤ 国際交流・地域間交流の推進
3	島の魅力と特性を活かした観光・交流のまちづくり	① 多彩で個性的な観光商品の開発
		② 交流人口を拡大する各種イベントの開催
		③ 的確な観光宣伝と情報発信
		④ 自然環境・文化遺産の保全活用
4	魅力的な観光・交流空間づくり	① 体験型・滞在型観光に対応できる関連施設の整備活用
		② 定住の促進と交流住居の推進
		③ 観光・交流が活性化する快適な住環境の整備
		④ 観光・交流に利用しやすい海上交通の整備
		⑤ 早くて便利な空路交通の整備
5	観光を機軸にした産業おこし	① 持続可能な農林水産業の基盤づくり
		② 元気のある農林水産業の再生
		③ 地域商工業の活性化
6	安心して暮せる保健、医療、福祉の環境づくり	① ひとにやさしい医療体制
		② 子どもから高齢者まで生涯を通じた健康づくり
		③ 長生きで元気な高齢者社会
		④ すべての人が共に暮せる地域社会
		⑤ 安心して子どもを生み・育てる環境づくり
7	安心・安全で快適な生活環境づくり	① 安全で便利な道路網の整備
		② 誰でも利用可能な情報通信システム
		③ 住みよい快適な住環境
		④ 安心して住める防災・防犯安全対策
		⑤ 公共交通の充実
8	うるおいのある自然環境づくり	① うるおいのある自然環境の整備
		② 循環型社会の形成

II. 基本方針の基本施策別検証

基本方針1. 隠岐びとの心を育む教育環境づくり

基本施策① 心身共にバランスのとれた発達を促す教育環境の整備

・適正な集団生活の中で学習できるよう、学校の統廃合を含めた教育環境の整備を推進することについて

平成 28 年に「学校規模適正化基本計画」を策定し、当面統廃合は行わず11校(小学校7校、中学校4校)の魅力ある学校づくりに取り組んでいます。また、必要に応じて計画の見直しをすることとしています。

・学校評価の充実を図り、信頼される学校づくりを推進することについて

各学校とも教職員・児童生徒・保護者・学校関係者などの評価をもとに教育活動の改善を図っており、教職員の意識改革も進んできています。

・いじめや不登校の子ども達への支援や、特別な支援が必要な子ども達への取り組みを推進することについて

平成 28 年に策定した「町いじめ防止基本方針」に従って、いじめの早期発見といじめへの対処に努めてきました。また、支援が必要な子ども達に対して適切な支援を行うため、関係機関等が連携して行う相談支援チームの支援体制の充実や特別支援教育コーディネーターの配置を行いました。

・健全な心身の発達を促すための「食」に関する教育・指導を推進することについて

養護教諭、学校栄養士を中心に食に関する指導を行い、地場産物を取り入れた「ふるさと給食」を実施して食育の実践、郷土食、伝統食の伝承に努めてきました。

・道徳心を養うため、子ども達の基本的な生活習慣の確立や規律の定着、教員の資質、指導力の向上を図ることについて

10 年間の学力向上対策事業の取り組みの中で、教師の指導力向上のための研修を行ってきました。また、保護者に対しては、家庭における生活習慣や学習習慣の改善に向けた協力をお願いしてきましたが、保護者アンケートなどの結果を見るとまだまだ改善が進んでいない状況です。

基本施策② 隠岐を知り地域に根ざした活動の展開

・うるおいと安らぎが感じられる、地域に根ざしたさまざまな生涯学習を推進することについて

生涯学習社会の実現に向けた「隠岐の島町生涯学習推進計画」を平成 22 年に策定し、各課、各機関との連携と協働のもと、効果的な施策展開のための体制づくりや学習支援の方向性を示し、生涯学習のまちづくりを目指しました。計画期間 10 年の内7年が経過した平成 29 年度にはこれまでの取り組みの検証を行いました。その結果、それぞれの部署で計画に掲げた事業は概ね展開されましたが、計画の進捗状況を管理する推進本部の機能が活かされていないことが反省点としてあげられます。今後、計画期間の 10 年を総括し、次期計画の策定に活かしていく必要があります。

・地域の教育資源を活かし、学校、家庭、地域が一体となったふるさと教育を推進することについて

ジオパーク学習をはじめとした総合学習や社会科、理科の学習の中で、地域の自然、伝統文化の体験、学習を行うことで、ふるさとを愛し、誇りに思う子ども達の育成に努めました。これまでの取り組みにより、青少年対象のふるさと教育の効果が少しずつ現れてきているものの、一般向けプログラムが不足している状況です。

・知識、技術、経験などをボランティア活動・地域活動等で発揮できる人材育成・人材活用システムの充実を図ることについて

町内のファシリテーター(学習支援者)制度を実施しましたが、ファシリテーターが一部の人材に偏る傾向にあるため、今後、広く、世代間交流の推進や後継者の育成を図っていく必要があります。

・地域の伝統文化、芸術活動の保存育成を推進することについて

町内指定文化財に対する補助金交付事業、牛突き習俗に係る導入費、処分費等の補助、舞台芸術鑑賞事業等を実施してきましたが、伝統文化の後継者育成に対して支援が不足しています。

・行政、学校、地域社会などと連携・協力しながら、親子がさまざまな活動を共に体験できる機会の充実を図ることについて

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を十分に理解し、互いに信頼し合える関係を築きながら、連携・協働し、地域総がかりで子どもの成長を支え、魅力ある地域を創生するため『隠岐の島町「わいらの子育て」協働プロジェクト』を立ち上げ、①学校支援、②放課後支援、③家庭教育支援、④ふるさと教育、それぞれの事業を組織的に展開しています。支える地域協力者の参加も少しずつ増えてきていますが、地域格差も否めず、地域毎の課題解決のため、さらにマンパワーの充実が必要です。

また、保育所で実施する各種活動において、地域の幅広い世代の方々と交流・体験する機会を設け、伝統行事、伝統食、季節行事など地域資源を活かした特色ある活動を行なっていますが、これまでの取り組みの継続とともに、地域と連携した活動の一層の充実を図る必要があります。親学プログラムの実施については、就学前や中学校入学前は広く行えるようになりましたが、今後は乳幼児健診時などにも行えるような検討が必要です。

・保護者と連携をしながら、家庭学習時間の充実を図ることについて

10年間の学力向上対策事業の取り組みの中で、保護者に対して、家庭における生活習慣や学習習慣の改善に向けた協力をお願いしてきましたが、保護者アンケートなどの結果を見るとまだまだ改善が進んでいない状況にあります。一方、隠岐の島町図書館では、親と子の読書普及事業や町内で生まれた赤ちゃんとその保護者に絵本をプレゼントし、絵本に親しむきっかけづくりとしてブックスタート事業などにも積極的に取り組むなど、子どもの読書活動を支援する事業を進めています。

基本施策③ 次世代を担う心豊かなたくましい青少年の育成

・地域を愛する心を育てるため、地域行事や学校外活動による社会参加を促進することについて

学校におけるふるさと教育の推進により、地域行事への関心も高まり、全国学力調査（意識調査）では、地域行事に参加する子ども達の割合は全国平均に比べかなり高い割合となっています。

・未来を担う視野の広い人材を育成するため、スポーツ交流、体験交流等の交流環境の整備を推進することについて

隠岐の情報発信やグローバルな人材を育成するため、小中高生を対象とした国際交流事業を展開してきました。スポーツを通じた交流としては、友好都市である豊中市（大阪府）とのホームステイを含めた野球交流をはじめ、全国の離島の中学生が野球を通して交流を図る「離島甲子園」への参加を毎年行なっています。また、文化・スポーツの広い分野を対象とした全国大会出場助成事業、がんばれ島のキッズ島外遠征助成事業は島外の仲間たちとの実践交流により、広い視野や自信をもつたくましい人材育成につながっています。

平成31年4月には、本町において柔道・剣道の交流大会が、保護者や指導者など関係者の積極的な取り組みにより実現しました。これら交流事業を継続していくためには、今

後も、行政としてのバックアップ体制が必要です。

・たくましく生きる力を育てるため、自然体験、社会体験、生活体験、農業体験等の地域ぐるみの取り組みを促進することについて

小学校では、田んぼづくりや、キャンプなどの具体的な体験を通して自ら学び考える「生きる力」を育んできました。中学校では、職場体験などを通して自己理解を深め、地域の職業の実情把握と望ましい勤労観、職業観を身に付ける教育を行なってきました。また、ふるさと教育推進事業や地域学校協働本部事業等を継続してきましたが、今後も色々な活動・取り組みを積極的に紹介し、主体的に取り組んでいけるように支援を充実する必要があります。

基本方針 2. 隠岐びとが学び集う環境づくり

基本施策① 隠岐を知り、隠岐で学ぶための施設整備

・視野の広い人材を育成するため、島内外の情報を広く活用でき、誰もが必要な情報を利用できる情報通信の環境整備と充実を図ることについて

平成 22 年度において町内全域に光ファイバー網を整備し、光アクセスの常時接続が利用可能な環境が整いました。また、平成 28 年度には町内 28 箇所に防災・観光のための公衆無線 LAN を整備し、アクセス数は年々伸びています。これらの情報通信環境基盤を活用し、人材育成や学習機会の充実に向けて施策を具体化することが今後の課題です。

・誰もがいつでも学習できる図書館、公民館等の生涯学習施設、地域活動の拠点となる集会所等の整備と充実を図ることについて

平成 30 年度には「隠岐の島町図書館振興計画」を策定公開し、蔵書の充実をはじめ、快適な環境づくりを図り、多くの方々に活用していただける図書館を目指し取り組んでいます。また、集会所等については「コミュニティ施設等整備費補助金」をはじめ各種支援事業を創設・拡充し、施設整備を推進してきました。しかし、各集落の高齢化や人口減少によって施設の維持管理が困難になっており、今後は適正な地域コミュニティ単位での活動のための組織・人材づくりが課題です。

・地域の歴史、伝統文化を継承するため、文化遺産の保存活用と資料館等の施設の整備を推進することについて

隠岐郷土館、隠岐自然館、五箇創生館、佐々木家住宅の施設改修事業を実施しましたが、展示内容の再検討が今後の課題です。また、各所の文化財を集約・展示するための「文化財センター」の設立も課題にあげられます。

基本施策② 活気ある住みよい地域社会の構築

・豊かな活力ある「地域・まちづくり」、「隠岐びとづくり」を目指すため、町民がいつでも、どこでも自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の構築を推進することについて

平成 28 年 3 月に「隠岐の島町教育大綱」を策定し、平成 31 年度までの 4 年を対象期間とした教育の基本目標及び重点的に取り組む基本方針を定めました。この大綱に基づき、「生涯学習推進計画」、「隠岐の島町図書館推進計画」、「子ども読書活動推進計

画」を策定公開し、それぞれの活動方針に基づく取り組みを進めています。今後も、それぞれの計画に示した事業施策の成果を評価しながら、目標達成に向けた取り組みを継続していく必要があります。

・公民館、自治会などの団体が互いに連携し、「地域力」を活かしながら町民主体のまちづくりのために、コミュニティ活動を支援することについて

平成 20 年度に「まちづくり事業」、平成 22 年度に「集落地域活性化交付金制度」をそれぞれ創設し、以降、地域やグループの方々がより利用しやすくなるよう適時制度の見直しを行いながら、地域の自主的な取り組みに対し支援を行ってきました。今後は、各集落の高齢化・人口減少を見据えた地域コミュニティ活動への支援策を検討していく必要があります。

・地域における総合型地域スポーツクラブの育成など、地域の団体やグループ活動に支援を働きかけ、生涯にわたるスポーツ活動を推進することについて

隠岐の島町体育協会として、主催のスポーツ事業(全隠岐相撲選手権大会など 15 大会)の運営の他、全隠岐陸上競技選手権大会の開催支援、地区体協(8 地区)の地域体育活動を支援しました。また、国民体育大会出場選手の激励の他、各地で積極的な活動を続ける方の功労者表彰、優秀な成績をあげた選手の成績表彰を行い、スポーツ振興に係る機運の醸成に努めています。

今後は、各大会の内容を分析・評価し、本来の目的に沿った効果が得られるよう、さらなる改善が必要です。

・来島者を温かく迎えるために、ホスピタリティ(もてなしの心)を持つ「人づくり」のための啓発活動を促進することについて

ウルトラマラソンでのボランティアスタッフ参加及び自治会単位での環境美化活動の呼びかけ等を行いました。その結果、地域によっては自発的な取り組みも見られています。しかし、町全体における取り組みには至っておらず、広く啓発活動を行うことが今後の課題です。

基本施策③ 人権施策の推進

・あらゆる場を通じて人権意識高揚のための教育・啓発活動を推進することについて

平成 18 年に策定された「隠岐の島町人権施策推進基本方針」に基づき、地方法務局や人権擁護委員会を中心とする関係機関が連携し、あらゆる場を通じた人権教育・啓発

の推進に努めてきました。近年インターネットによる誹謗中傷等の問題をはじめ、人権に関わる事項が多岐に及んできており、人権擁護委員の選任も含め、それらの問題に対応できる体制を構築していくことが課題です。

基本施策④ 男女共同参画社会の実現

・男女平等意識の啓発活動を推進することについて

平成 18 年に「隠岐の島町男女共同参画計画」を策定して以来、平成 24 年には「第 2 次計画」、平成 29 年には「第 3 次計画」と適時見直し、その方針に基づき男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。今後、町民、事業者、行政等のさらなる連携強化を図り、男女共同参画社会を推進していく必要があります。

・各種審議会への女性の参画や女性職員の役職員への登用など、あらゆる分野での男女共同参画を推進することについて

「第 3 次隠岐の島町男女共同参画計画」において数値目標を定め取り組みを進めてきました。「町の審議会等への女性の参画率」については、毎年上昇しているものの、平成 33 年度 30%の目標に対し、平成 31 年 4 月現在 21.5%と目標を下回っている状況です。また、「町職員の役職に占める女性の割合」についても、平成 33 年度 10%の目標に対し、平成 31 年 4 月現在 7.4%と目標を下回っています。今後、目標達成に向け取り組みを強化する必要があります。

基本施策⑤ 国際交流・地域間交流の推進

・国際的視野と感覚をもった人材育成のため、国際交流を促進することについて

平成 28 年にポーランド・クトロシ市と友好都市提携の締結を交わし、相撲交流のみならず、教育芸術などの分野の交流を実施しています。また、高校魅力化事業の一環としてオーストラリアのセント・メアリー・マッキロップ校と相互交流を行なっています。国際交流に対する必要性への理解と意識の醸成や戦略性を高めることなどが今後の課題です。

・国内外地域からの交流人口を拡大するためスポーツ、芸能等を通して地域間交流を推進することについて

友好都市である豊中市(大阪府)との交流事業として「ござんせCUP学童軟式野球大会」を平成 16 年から実施しています。少子化又は野球離れなどの影響による地元チームの存続や島外チームの受入れ体制が課題です(平成 30 年度島外 9 チーム参加 選

手・保護者応援 約 300 人)。この他、豊中市(大阪府)とは、ママさんバレーボール、壮年野球などのスポーツ交流や、料理教室の開催、図書館職員の研修など文化交流も推進しています。

スポーツ大会等を開催することによる経済効果はもとより、子どもたちの健全育成や地域の活性化等に大きな効果が期待できるため、今後も積極的に地域間交流を推進することが必要です。

基本方針 3. 島の魅力と特性を活かした観光・交流のまちづくり

基本施策① 多彩で個性的な観光商品の開発

・グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、エコツーリズム、修学旅行の誘致等のテーマ型観光メニューの充実を図ることについて

ジオパークを核として位置づけ、香港ジオパークなど海外からの中高生の受け入れや、奈良県の十津川村との文化交流(修学旅行等)を行なっています。一次産業とタイアップした体験メニューが不足していることや、民泊の受け入れ先が減少していることなどが課題です。

・自然、歴史、文化、伝統、人等の島独自の観光資源を活かした観光商品づくりを促進することについて

伝統芸能活用事業としての「月カフェ」、観光牛突き、ハルオキイベント(神楽、民謡、牛突き、蓮華会舞)を随時開催してきました。収益性を確保するために持続可能な商品とすることや、マンネリ化しているツアーイベントの内容の見直しが課題です。※平成 30 年度実績 「月カフェ」10 回開催、194 人利用 「観光牛突き」取組 119 回、集客 4,703 人「ハルオキイベント」催行 18 本、集客 426 名

・島でとれた安心安全な農林水産物の提供や、島ならではの商品開発など、「食」の魅力に磨きをかけた観光地づくりを促進することについて

貝の王国の取り組み(アンバサダー店 24 店舗の組織化)や冬のグルメ(カニ・アワビ)ツアー(平成 30 年度実績 930 人)を実施しました。個人客が安定的に地場産品を食べる場を提供することや、お盆・正月の時期に食材を確保することが課題です。

基本施策② 交流人口を拡大する各種イベントの開催

・継続的に、多彩なイベントの開催を支援することについて

平成 19 年度に「コンベンション開催支援制度」を創設して以来、主催する各種団体・グループの方々が利用されています。現在、利用実績が目標値を下回っており、目標達成に向けた制度の周知や補助対象制限の拡大が今後の課題です。※目標値 15 団体 1500 泊に対して平成 30 年度実績 9 団体 590 泊

・民謡、歴史文化などの活用による地元の人とのふれあい交流を促進することについて

隠岐しげさ節全国大会終了後の参加者による交流会(平成 31 年度実績参加者 160 名)、伝統芸能活用事業としての「月カフェ」(平成 30 年度実績 10 回開催 194 人利

用)、全国闘牛サミット(平成 30 年度実績参加者 150 名)等を開催してきました。歴史文化を活用した交流の場はまだ不足しており、今後は民間主導のイベントへの支援も併せて、継続的にイベントを開催・支援していく必要があります。

基本施策③ 的確な観光宣伝と情報発信

・「隠岐」の知名度を上げるために、隠岐島が一体となった観光宣伝を推進することについて

観光宣伝として、隠岐観光協会を中心に大都市での大手エージェンツ向け観光情報説明会(年間 5 箇所所で開催)を実施してきました。近年増加傾向にある個人客への観光宣伝がまだ十分になされておらず、今後の課題として残されています。

・観光・交流に関する情報の共有と、魅力的で利用しやすい情報発信システムの整備を推進することについて

情報発信専門員を配置して、関係のウェブサイトにおける観光コンテンツ紹介の情報レベルの均一化を図っています。特に、隠岐 4 島共通の観光コンテンツ予約システムを開発したことは近年の成果です。マーケティングとともに、ターゲットを明確に絞った情報発信が今後の課題です。

・隠岐出身者などとの情報の共有と、相互の情報発信の充実を図ることについて

各種ふるさと会へ参加して近況報告を行なっていますが、高齢化や後継者不足により、相互の情報交換の場が減少傾向にあるのが課題です。※関係団体 東京隠岐会・隠岐の島町東京会・東京都万会・関西隠岐人会・隠岐の島町関西ふるさと会・関西五箇会・松江隠岐会・米子隠岐同友会・境港隠岐会

基本施策④ 自然環境・文化遺産の保全活用

・いやしの観光資源として、国立公園の保全と活用を図るとともに、島独自の地質遺産や動植物などの自然環境の保全・再生を推進することについて

ジオ認定記念島内クリーン作戦や特定外来生物(オオキンゲイギク)駆除等の取り組みを実施しています。

・ラムサール条約の登録や世界ジオパークの認定など、地質遺産や自然の生態系の有効利用に努めることについて

平成 25 年 9 月に世界ジオパークに認定されて以来、GGN 加盟地域や JGN 加盟地域との連携・交流を深めながら有効活用を図っています。現在、ジオパーク中核施設の

整備を進めています。

・絵の島にふさわしい土地利用や建物の建設等、景観に配慮した公共事業を推進することについて

「隠岐世界ジオパークのための公共事業景観指針」に基づき、ガードレールや転落防止柵等の設置において、景観色(ダークブラウン)を採用し、国立公園区域内の工事においては環境省と協議し、工法、色を決定しています。また、「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2020」の行動計画に沿う景観行政団体への移行を進めています。今後は、「隠岐の島町景観計画」を策定した上で、町民の景観に対する意識啓発を進展させるとともに、計画に基づいた景観施策を推進していくことが必要です。

・自然環境、水産資源を保全するため、下水道整備を推進することについて

海や河川などの公共用水域の水質保全も下水道の大きな目的であり、引き続き西郷地区・五箇地区の公共下水道の整備を進めています。また、中村地区においても下水道事業に着手し市町村設置型浄化槽と併せ、令和10年度には町内全域の下水道整備が完了する見込みです。

・優れた観光資源として地域の文化遺産の保存・活用を推進することについて

牛突きの保存伝承のために「突き牛専用の共同牛舎」を整備した他、突き牛導入・処分費の支援を積極的に行い、本町の貴重な伝統文化である牛突きの保存伝承に努めています。また、「隠岐いぐり凧」の製作場として旧有木保育所を提供することで保存継承につなげるとともに、後継者育成に係る支援も継続しています。

町内の指定文化財の保存・修理については、観光資源として活用するために、所有者に対して国・県と連携し補助金の交付を行なっています。国庫補助事業の採択要件が厳しくなっており、老朽化を抱える各施設の維持が大きな課題です。

基本方針 4. 魅力的な観光・交流空間づくり

基本施策① 体験型・滞在型観光に対応できる関連施設の整備活用

・既存施設の有効活用を含め、体験型・滞在型観光への対応可能な観光・交流施設の整備を推進することについて

海洋スポーツセンターをリニューアルし、マリンスポーツの基地としたことや、伝統芸能活用事業として空き家を活用した「月カフェ」を開催しました。課題としては、荒天時への対応も含めた多様な体験型・滞在型観光メニューの整備、メニューの受け皿やプレイヤーの確保等があげられます。

・安全で快適な島内交通ができるように、道路標識、観光案内板等の交通施設の整備を推進することについて

平成 26 年度に町内全域において、観光案内板のリニューアルを実施しました。インバウンド(外国人の訪日旅行)の増加が見込まれる中、観光案内板を多言語化することが今後の課題です。

基本施策② 定住の促進と交流居住の推進

・地域コミュニティの活性化や定住を促進するために、空き家、空き店舗、廃校などを有効利用した環境の整備に取り組むことについて

空き家、空き店舗を対象とした各種支援制度を設けたことで、古民家を改修した移住者若者向け住宅や短期滞在用住宅、ゲストハウス等への有効活用をしている事例が見られています。今後も空き家活用ニーズの高まりが予想されますので、物件所有者への情報提供や、支援体制の強化を図ることが課題です。

廃校等の有効活用については、旧中村小学校を「ものづくり学校」として整備し、地域コミュニティ施設として運営しています。今後は、旧大久小学校、旧今津小学校、旧那久小学校等、比較的建築年数が新しい施設を対象に、地区の意向を最優先としながら、活用方法を再検討する必要があります。

・Uターン者の受け入れを促進するため、空き家情報の提供を通して定住を図るとともに、島の暮らし体験を通して、交流居住を促進することについて

空き家情報については、平成 30 年度に宅建事業者と連携した「空き家バンク」を開設し情報発信の強化を図るとともに、受け入れから定住後の支援まで、Uターン者のきめ細やかなニーズに対応するために平成 31 年(令和元年)度より地域おこし協力隊による定

住相談員を配置しています。今後、人口減少を抑制していくためには、Uターン者を増やす一層の取り組みが必要です。

交流居住の促進については、学生と地域住民とのふれあいによる移住・交流事業や定住財団と連携による各種体験ツアー（看護、若者交流）を実施してきていますが、本町での暮らし体験を契機として将来の定住につながるよう、定住体験ツアーの企画・実践など新たな施策に取り組む必要があります。

・地域、民間、行政と連携を深め、島の地域資源を活用した産業を創出するとともに、高度情報通信網を活用したコールセンターなど、島の地理的制約を克服できる企業等の誘致を積極的に推進し、雇用の場の確保に努めることについて

地域資源を活用した産業創出については、本町の特性を活かした畜産業や特用林産物生産への農外企業の参入、及び豊富な森林資源を活用した木質ペレット製造施設を整備しました。このうち、木質ペレット製造施設に関しては、安定した経営・雇用を確保するために、ペレットの供給先を拡大していくことが課題です。

また、地理的条件に制約されないIT関連事業の誘致によりテレワーク事業が実施されています。今後の課題としては、貸しオフィスの整備、地元企業とのマッチング、創業、誘致企業のフォローアップなどがあげられます。

基本施策③ 観光・交流が活性化する快適な住環境の整備

・宿泊施設、観光施設で観光・交流に必要な情報が利用できるよう、情報通信システムの構築を図ることについて

公共宿泊施設及び観光地にフリーWi-Fiを整備するとともに、民間宿泊施設向けにWi-Fi整備補助金を創設しました。※フリーWi-Fiの整備 宿泊施設 5箇所、観光地 11箇所

・町民の憩いの場としてだけでなく、観光・交流の場として利用できるよう、都市公園の整備を推進することについて

都市公園の緑のネットワークの変更に伴い、都市公園の再編を計画しました。これにより、各都市公園に特色を持たせ、機能を再編することで、利用する各世代に求められる機能の充実を図り、公園の利用価値を高めることができました。今後は、新たに加えた、港町公園、西郷公園、追加予定のかっぱ公園について、西郷港の玄関口として「みちづくり」による周遊ルートとの一体的な利用計画や、安全で快適に利用し続けるための維持管理

計画の策定が必要となります。

・快適な生活環境の整備により、観光・交流の活性化を図るため、下水道の整備を推進することについて

引き続き、西郷地区・五箇地区の公共下水道の整備を進めており、平成31年4月には島の玄関口である西郷港周辺も供用を開始しました。中村地区についても事業着手し、令和10年度には町内全域の下水道整備が完了する見込みです。

また、一般家庭には水洗便所等の改造資金融資斡旋、トイレ改修などの店舗等改善補助金、定住を目的とする場合の空き家改修事業(水洗トイレタイプ)補助金を制度化しています。

基本施策④ 観光・交流に利用しやすい海上交通の整備

・来島者に利用しやすい、フェリー、超高速船の寄港地、ダイヤ編成、料金設定に努めることについて

町民と来島者との双方に対して利便性の向上を図れるよう、国や運航事業者である隠岐汽船(株)に対し要請活動等を行なってきました。このうち、料金については平成29年度から有人国境離島法に基づく「運賃低廉化事業」が実施されたことで、本土との格差解消が図られましたが、今後も利用者の側にたった寄港地やダイヤ編成の検討はもとより、来島者も含めた全ての利用者が運賃低廉化事業の対象となるよう官民一体となって取り組んでいくことが必要です。

・超高速船の維持存続を含め、隠岐航路の安定運航に努めることについて

平成21年に高速船レインボーⅡの特別整備を実施しH25年度まで運航期間を延長しました。この間、関係機関と後継機種との協議を行い後継機種のジェットフォイルがH26年3月に就航しました。これにより超高速船の維持存続は果たせましたが、フェリーの更新時期が迫っていることから、現行のフェリー3隻体制の維持存続が今後の課題です。

・島の玄関である西郷港及び関連施設の整備充実を図ることについて

平成22年8月に「西郷港ターミナルビル」が竣工し、それに伴う関連施設(連絡橋拡張・待合スペース拡充)も充実が図られました。今後は、本町の玄関口に相応しい環境整備に向けて周辺エリアも含めた検討が必要です。

・航海中に有意義な時間を満喫できる快適な船旅の創出に努めることについて

運航事業者である隠岐汽船(株)に対して、町民や観光客の方々の期待に答えられるよう

要請・提言を行なってきました。今後も必要に応じ要請・提言を行なっていきます。

基本施策⑤ 早くて便利な空路交通の整備

・来島者に利用しやすい飛行機便のダイヤ編成に努めることについて

航空会社のダイヤ編成時期に併せ、要望活動を実施していますが、来島者はもとより、島民も含め更なる利便性の向上が課題です。

・都市との交流や国際交流等により交流人口を増やすため、主要都市との直行便や国際便の開設に努めることについて

平成 24 年からFDAチャーター便による交流人口の拡大に取り組んでいますが、島内の受け入れ体制の整備・充実が課題です。

・ジェット機の年間就航と首都圏への新規路線の開設に努めることについて

平成 30 年 5 月に通年ジェット化が実現しました。高い搭乗率の維持と首都圏からの誘客拡大が課題です。

基本方針 5. 観光を機軸にした産業おこし

基本施策① 持続可能な農林水産業の基盤づくり

・認定農業者の育成・確保や集落営農の組織化を推進するとともに、新規就農者や農外企業の参入を支援することについて

担い手の育成・確保については町地域農業再生協議会担い手部会において、就農相談や農業経営改善計画作成、各種給付金等の支援を行なってきました。また、県立農業大学校と連携し、就農希望者の研修受け入れ先の調整等を行なっています。新規就農者向けパンフレットの作成、県主催の就農相談会にも適宜参加しています。

課題としては、高齢化等もあり、担い手不足による農地の荒廃化等の問題を依然として抱えています。今後も農業経営体の育成を基本としつつ、引き続き、地域農業の維持、発展のために担い手の育成・確保を図る必要があります。具体的には、認定新規就農者から認定農業者への認定支援、法人化に向けた研修会等の開催、集落営農スピードアップ事業を活用した組織化支援等があげられます。

※平成 21 年以降 12 名の認定農業者が誕生する一方で、高齢等により認定更新しなかった人も 8 名おり、微増に留まっています。(町の認定農業者数は 25 名)

※新規就農者はこの 10 年で 10 名、内 8 名が現在も農業を行なっています。

※農外企業の参入はこの 10 年で 3 社、合計 5 社となり、本町の農業とりわけ畜産業を支えています。

※集落営農の組織化は現在、油井地区で設立に向け調整中です。

・生産性の向上のために、用排水路や農道の改修、乾田化など、適正な農地の保全と農業基盤の整備を推進することについて

老朽化に伴う施設の再整備や未舗装農道を舗装することにより、就労環境の向上が図られました。農地の減少を防ぐため、今後も引き続き農業用水利施設等の再整備を行い、農業生産性の向上を図る必要があります。

・飼料基盤の整備を行い、繁殖雌牛及び肥育牛の増頭対策を推進することについて

飼料米の作付は行われていませんが、WCS(稲発酵粗飼料)の作付けは平成 30 年度において 40ha を超えました。この WCS は全量隠岐の島町内の畜産農家に供給されており、安価で質の高い国産粗飼料として利用者の方からも好評を得ています。しかし、主食用米の生産調整にかかわる主要な作物として、また、新規需要米として WCS に力を入れてきましたが、作付面積としては頭打ちの状況です。飼料基盤強化には、既存の公

共牧野の雑かん木除去、播種等、牧養力の向上に向けた取り組みが必要です。

・肉用牛の生産拡大と畜産経営の安定化を図るために、林地を活用した林間牧野など、自然環境を活用した周年放牧体制の構築を図ることについて

この10年間で約130haの牧野整備を行なったことや全国的な子牛価格の高騰もあり、飼養頭数も平成30年度までの10年間で約260頭の増頭となりました。ただし、放牧体制は春～秋が一般的で周年放牧には至っていない状況です。また、公共牧野の維持・管理が課題となっており、低コスト経営のため、雑かん木除去、播種等の牧養力を向上させ、公共牧野の機能回復を図る必要があります。

・安定的な木材生産を実現するために、伐採可能な木材資源の団地化や高性能機械の導入を促進し、低コスト木材生産システムの構築を推進することについて

団地化や高性能林業機械の購入費に対して支援を行うことで、低コスト木材生産が図られました。

低コスト化に縛られることから、林地残材などの活用がなされず、2次災害の原因にもなりかねないことから、利活用を推進する必要があります。

・「隠岐(しま)の木」の利用拡大を図るために、島内の消費量の向上と、木材の島外への出荷を積極的に推進することについて

町産木材を活用し住宅を建築する方への補助金を創設することで島内消費量の増加につながりました。また、高品質な木材製品を開発し、木材展示会などでのPR活動や離島活性化交付金を活用して海上輸送費の助成を行なっています。

林地残材などバイオ材に活用可能な資源にも海上輸送費補助の適用を検討する必要があります。

・間伐の励行と森林の適切な保育管理を推進することについて

森林経営計画に基づく施業を実施することにより、適切な森林管理が行われました。また、境界の明確化への補助金や間伐材搬出助成、育林下刈りへの補助金を創設することにより、森林の保育管理が図られました。しかし、多くの林地が伐期を向かえています。奥山であることから作業コストが高く伐採がされていない状況です。

・椎茸の生産量を拡大するための原木林のデータベース化や、効率的な原木供給システムを構築するとともに、新規生産者の育成と生産規模の拡大を促進することについて

クヌギ林台帳等を整備するとともに、補助事業を創設し、椎茸原木や、種ゴマなどへの支援を行うことで、生産者の確保や生産規模の拡大を図りました。しかし、後継者不足や

農外企業の椎茸産業撤退によりクヌギ原木の未活用が懸念されます。また、大規模なナラ枯れなどの発生も懸念されます。

・林業後継者の育成を図るとともに、健全な森林整備をめざし担い手育成を促進することについて

担い手の育成を目的とした協調助成金を支給しています。また、町内イベントで林業機械の展示や作業風景を映像で紹介しています。HPを作成し、リアルタイムでの町内林業雇用情報のPR、中高生を対象とした合同企業説明会(ジョブフェア)などを通じ広くPRすることで担い手の掘り起しに取り組んできました。今後、担い手を確保していくためには給料水準の底上げが必要です。

・排他的経済水域(EEZ)における竹島周辺での漁船の安全操業に向け、引き続き政府に要請することについて

平成29年度に第八管区海上保安本部境海上保安部に大型巡視船が配備され安全操業につながっています。しかし、竹島周辺での操業には至っていません。

・水産資源の持続的利用と水産物の安定供給を図るため、漁港・漁場造成等の基盤の整備を推進することについて

防波堤の嵩上げを行なったことにより、港内の静穏度が向上し、船舶の安全性が図れました。また、老朽化に伴う既存施設の改修を行なったことにより、施設の長寿命化につながりました。越波により、港内係船中の漁船の安全性を向上するため、引き続き防波堤等の既存施設の再整備が必要です。

・漁業後継者を育成するため、操業の安全性、利便性、快適性の向上を図ることについて

町が管理する全ての漁港において、船揚場の作業軽減のための滑り材の設置、物揚場に救命梯子の設置、維持管理軽減のために漁港施設用地の舗装を実施しました。また、最新の高性能漁船の導入にかかる経費に対して助成を行い、操業の安全性・利便性を図るとともに、後継者不足の解消を図っています。

・安定した漁獲と収入を確保するために種苗放流、栽培漁業など「つくり育てる漁業」の取り組みを推進するとともに、生産技術の高度化に伴う人材の育成を図ることについて

真鯛・カサゴなどの魚種の他、アワビの稚貝放流事業を実施しています。また、事業実施のための人材も雇用し、担い手の育成にも努めています。

・漁業への関心を深め漁業就業者の確保・育成を図るとともに、隠岐水産高校生の漁業体

験学習などの広報活動を推進することについて

漁業体験等を通じて、漁業に対する知識を深め、人材確保・育成に努めています。また、隠岐水産高校生が毎年実施するハワイ沖での実習風景については、マスコミ・広報誌等を通じて周知してきました。しかしながら、まき網漁業などの従事者は安定的に確保されているものの、個人で漁業を営む一本釣り・イカ釣り・かご漁、採介等の従事者数が年々減少している状況にあります。

基本施策② 元気のある農林水産業の再生

・「藻塩米」などの地域の特色を活かした安全、安心、高品質な農産物の生産・提供システムを構築し、「隠岐」ブランドの確立に向けた取り組みを推進することについて

藻塩米は平成 23 年より取り組みを始め、平成 25 年 9 月には首都圏で「島の香り 隠岐藻塩米」として本格販売を開始しました。作付面積は 20.5ha→37.2ha、生産者数も 13 名→19 名となり、132tを生産し、内72tを東京、名古屋の大手米卸業者へ販売しています。今後もさらなるブランド力の構築を目指し、特別栽培米として付加価値をつけ高値販売し、農家の収益向上に向けて都市部での販売促進等販路拡大に取り組んでいく必要があります。

・隠岐そばを特産品として位置づけ、生産供給体制の確立と観光産業との連携によって消費拡大を図ることについて

ソバ・白小豆生産組合を設立し、収穫、乾燥作業受託の円滑化を図りました。引き続きソバの生産安定に向けた取り組みが必要です。隠岐そばは、町内の一部の飲食店や宿泊施設で提供されているものの定着しているとはいえず、観光産業との連携により消費拡大を図る必要があります。

・安全で安心な島内産農産物の「地産地消」を推進するために、集出荷等流通体制の構築を図るとともに、学校給食や宿泊施設での利用拡大や、大型店舗、島内イベントでの販売など、消費拡大に努めることについて

町内で収穫される農産物を、学校給食の食材として取扱っていただくよう、定期的に地産地消推進に向けた意見交換会を開催しています。平成 30 年度の町内産野菜の利用率は 12.7%となっており、今後利用率 15%以上を目標とし取り組みを継続していきます（島内産米の利用率は 100%）。宿泊施設・福祉施設にも供給できるよう隠岐ふるさと直売所を基盤とした町内野菜の販売体制と安定した生産体制を構築することが課題です。

・農作物処理加工場を活用し、農作物の高付加価値化を図ることについて

平成 24 年度に隠岐の島町特産物処理加工施設を整備し、島内産の農産物処理・加工・販売を推進しています。

・自然に恵まれた放牧環境が育てた安全、安心、高品質な隠岐の放牧牛のブランド化と、生産販売システムの確立を推進することについて

繁殖雌牛の増頭により、子牛の出荷頭数が増加しました。また、地域団体標章を取得しましたが、隠岐牛ブランドを有効活用していくことが今後の課題です。

・森林が持つ多面的機能を維持拡大しながら、関係機関と連携を図り、観光、交流、教育の場としての活用を促進することについて

観光地、景勝地、防風林としての松林の保全に努めていますが、国立公園との関連などから景勝地での植林などが不十分な状況にあります。

・間伐材等の有効利用の推進と、豊富な森林資源を活用した木質バイオマス等への有効利用を促進することについて

木質ペレット製造施設建設(平成 30 年9月稼働)に先駆け、公共施設へのペレットボイラー導入を推進しました。木質ペレット製造施設(木質バイオマス利用推進センター)の経営安定に向けて、さらに木質ペレットの利用施設を整備する必要があります。

・島内産の「原木しいたけ」のブランド化を確立し、販路拡大を図ることについて

補助事業を創設し、椎茸原木や、種ゴマなどへの支援を行い、生産者の確保や生産規模の拡大を図りました。また、ジャンボ椎茸の試験栽培や、椎茸料理のレシピなどの周知活動を行いました。さらなる椎茸の需要を拡大するために、ジャンボ椎茸なども含め新商品の開発や新しい流通先を確保することが必要です。

・地域特産品の開発を進め、隠岐松葉ガニ、いわがき、白バイなどのブランドを確立し、販路拡大を図ることについて

隠岐松葉ガニは、国の示した漁獲制限によりカニの値段が高騰し、また需要も高いことから販路開拓を行うことはできませんでした。(漁期は 11 月下旬～2 月下旬までの 3 箇月間)

一方、白バイ貝は、PR 活動・販路開拓の効果もあり、現在定期的に県外(特に関西方面)へ出荷されています。

・隠岐水産高校との連携により、高品質の水産加工品の開発を推進し、水産物の付加価値

を高めることによって、魚価の向上を図ることについて

隠岐水産高校との連携を図り、「闘牛ブリバーガー」などの新商品開発を行いました。
原材料費・コストが高く、販売価格の引き下げが課題です。

・島で捕れた魚介類の島内集出荷体制を確立し、安定かつ効率的に島内外への供給を図ることについて

平成 26 年度に島内で漁獲された魚介類の安定的な出荷と漁業の発展を目的として、鮮魚運搬船「第八姫島」を建造しました。また、平成 30 年度からは国の補助事業を活用し、島外への魚介類出荷にかかる運賃(姫島、トラック、フェリー)について助成を行なっています。

・観光産業との連携によって観光漁業を展開し、交流人口を拡大するとともに、観光関連施設では地元海産物の「食」の提供を促進することについて

町内のホテル・民宿等の宿泊業者に、町内産の魚介類を使った食事の提供を促し、観光客数が落ち込む冬の期間には、隠岐松葉ガニを一人一枚ずつ提供しています。冬季は時化が多いことから安定的な魚介類の漁獲、それに伴う供給が課題です。

基本施策③ 地域商工業の活性化

・加工・貯蔵施設の整備促進と加工グループの育成を支援することについて

国の補助事業を活用し、農産物・魚介類を活用した加工品製造のための備品等の整備、また人的雇用にかかる人件費の助成などの支援を実施しています。

・農林水産物の加工や直売等の企業活動を支援することについて

農林水産物の加工品製造のための施設・備品整備に対して助成を行いました。また、商品のPR・販路開拓のための旅費等の経費についても、隠岐の島町商工会を通じて支援しています。

・地域が抱える課題や生活の質の向上に取り組むコミュニティー・ビジネス等の起業化を支援することについて

町内の商業機能の維持、向上を図るため「地域商業等支援事業費補助金」と若年者の新たな雇用と定住促進を図るため「若年者の町内就職を促進する事業補助金」を制定しましたが、後継者の確保が課題です。また、地域資源を活用した商品開発・販路開拓を目的とした「隠岐スモールビジネス協議会」の設立やビジネスプランコンテストの開催、木質バイオマスをはじめとする環境産業に取り組む企業を支援しました。平成 29 年

度からは「有人国境離島新法」に係る支援制度の「雇用機会拡充事業」を活用し、事業拡大、起業に取り組む事業者を支援しています。「地域商社」の設立等、町内で生産・製造された商品を安定的に出荷販売できる体制づくりの検討が必要です。

・高度情報通信網を活用した観光、物産品等の販売・情報の発信を推進することについて

平成 22 年度において町内全域に光ファイバー網が整備されて以降、高速インターネットを活用し地元産品を島外に販売する事業者が増加しています。

また、平成 20 年より「ふるさと納税制度」を活用し地元産品の販売や情報発信に努めていますが、民間のノウハウを活用するなど、さらなる利用者拡大に向けた取り組みを進める必要があります。

・島独自の地域資源を活かした魅力的な地場産品の開発を促進することについて

地元産の農林水産物を利用した商品開発にも取り組んできましたが、決定的な新商品の開発には至っていない状況にあります。

基本方針 6. 安心して暮らせる保健、医療、福祉の環境づくり

基本施策① ひとにやさしい医療体制

・町民のニーズを満ち、より町民から信頼される地域の中核病院としての隠岐病院の医療体制の整備・充実を図ることについて

基本的には広域連合が検討すべき問題ですが、町としての立場からも要望等を行ってきました。現在は広域連合立ですが、町も積極的に関わり、町営・民営の診療所も含めニーズに応え信頼される医療体制について検討していく必要があります。

・高度医療における隠岐病院と本土の医療機関、並びに隠岐病院と町内の診療所との連携の強化と診療機能の分担を促進することについて

一次医療としての診療所、二次医療としての隠岐病院、三次医療としての本土病院は、それぞれ連携が図られており、役割分担もされています。高度医療での本土病院への搬送体制は、緊急時はドクターヘリが中心ですが、悪天候で飛べない場合の体制づくり（他の搬送手段での時間短縮、患者・家族の負担軽減）が課題です。

・医師・看護師等の医療スタッフの充実、医師の招聘対策の強化を促進することについて

島根大学、県立大学、県立石見高看への地域枠推薦により医師・看護師の確保を図ってきており、医師についてはようやく隠岐病院での勤務につながってきたところです。医療系の学校を卒業する学生のUターン率・定着率を高めることが今後の課題です。

・住み慣れた地域で引き続き医療が受けられるように、医療体制の一元化や、病診連携の強化を促進することについて

診療所と隠岐病院とで医師不在時の代診、看取り対応等で常に連携が取られています。役割分担については、患者の都合により隠岐病院に集中している状態の解消が必要です。医師確保は年々難しくなっており、隠岐病院と診療所が一体となって役割分担をしながら地域医療に当たる体制づくりが課題です。

・救急救命士の計画的な養成と高規格救急自動車の配備等による救急医療体制の充実を図ることについて

救急救命士、高規格緊急自動車は広域連合の計画の中で養成・配備が計画されています。町としての立場からも要望等を行っています。

・保健、医療、福祉、介護の連携を図るため、相互に情報を有効に利用できる電子システムの導入を促進することについて

健康管理システムによる未受診者の把握、及び国保データの情報共有により、対象を絞った指導等を実施していますが、より使いやすいシステムを目指し情報を把握していくことが必要です。

・老朽化している隠岐病院の改築に向け、新病院の整備計画の策定を推進することについて

整備計画を策定し、それに基づき整備を進めた結果、隠岐の中核医療拠点としての新しい隠岐病院が平成 24 年 5 月に開院しました。

基本施策② 子どもから高齢者まで生涯を通じた健康づくり

・町民自らが自主的に健康を守る取り組みができる、地域ぐるみの健康づくり体制を推進することについて

地区の健康教室等に積極的に保健師を派遣し、活動の活性化を図っています。ほとんどの地区では女性が中心(あるいは女性のみ)の参加であり、男性をどのように参加させていくかが課題です。

・生活習慣を改善し、疾病を予防する「一次予防」の取り組みを重視し、一人ひとりの健康づくりを推進することについて

健診等の結果で成人病のリスクが高い人を中心に呼び掛けてダイエット教室、糖尿病教室等を開催(一般参加可)し、健康づくりの指導を実施しています。健診を受けた人はその後の取り組みも積極的に参加しますが、健診を受けない人をどう取り込んでいくかが課題です。

・健康づくりのため、生涯教育との連携によりスポーツやレクリエーション活動の普及を促進することについて

「健康づくり」をテーマにした取り組みは、保健課や社会教育課、中央公民館等、庁内各部署で行なわれているものの、連携が弱く、縦割り行政の弊害が見えています。今後は、関係部署が一堂に会し、情報共有と役割分担を行い、連携を強めた効果的な事業を行うことが必要です。

・隠岐病院と町内の診療所、医療保険者、行政が連携して健康診査データと医療費データとの突合など健康課題を分析し、より効果的な保健指導を推進することについて

医療機関の「まめネット」及び、国保データヘルス計画によりデータを作成し、より効果的な保健指導に取り組んでいます。引き続き、健診の受診率アップ等、更にデータを増や

し、より正確なデータとなるよう努める必要があります。

基本施策③ 長生きで元気な高齢者社会

・住み慣れた地域や家庭で、自立した生活が継続できるように保健・医療・福祉の総合的なサービスを受けられる体制の充実を図ることについて

地域包括ケア推進協議会を設置し、システム構築のための協議や講演会、多職種連携研修会等を開催しました。また、保健・医療・福祉職の連携を深めるとともに、コーディネーターを中心に地域力を育む活動を実施しています。訪問診療等の医療体制が脆弱であることや地域・家族のつながりの多様化が課題です。

・高齢者が安心して暮らせる、各種福祉サービスの提供を促進することについて

各法制度に基づき行政や福祉サービス事業所による支援を実施しています。福祉サービス事業所の長期的な雇用の確保とサービスの安定的な供給に向けた人材不足を解消していくことが課題となっており、「就労支援」「処遇改善」など町独自の取り組みを始めたところです。

・高齢者の生きがいづくりとして、生活の知恵や地域の伝統を伝える活動等、得意分野で能力を発揮できるシステムの充実を図ることについて

地域社会の中で役割を持っていきいきと生活できるよう、有償活動等による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動として「シルバー人材センター」が平成 30 年に設立されました。高齢者の価値観やニーズは多様化しており、高齢者が主体的に社会活動を行なっていけるような環境づくりが課題です。

・介護予防の取り組みを推進することについて

平成 18 年 4 月に施行された改正介護保険法において、介護保険制度が「予防重視型システム」へと大きく転換され、高齢者が心身ともに自立した状態での延伸を図るため、介護予防の積極的な取り組みを展開してきました。介護予防で得られた活動的な状態をバランスよく維持するための活動や社会参加を促す自立に向けた支援等が課題です。

基本施策④ すべての人が共に暮せる地域社会

・ノーマライゼーションの理念を実現するため、障がいのある人や高齢者にやさしい総合的な地域支援体制の充実を図ることについて

障がい福祉の理解を深めるための各種講演や啓発活動を通じて地域に働きかけてい

ます。また地域自立支援協議会を中心に地域での支援体制の状況を把握し、できるものから改善を行なっています。今後は、障がい福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行をさらに進めるために、両者の連携体制を強化する必要があります。また、各地域における一人暮らしの高齢者とあわせて、在宅の重度障がい者の見守り体制を確立していくことが課題です。

・自立と社会参加を促進するため、一人ひとりの状況にあわせた支援体制の充実を図ることについて

相談支援体制を強化し、その人にあったサービスの提供につなげています。また、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者のニーズにあわせたサービスが利用できるよう地域生活支援事業により各種事業を実施しています。課題としては、細部にわたるニーズ把握とそれに対応するサービス等を整備する必要や、継続が困難となるサービスが出てきており、事業所の減少も起きていることなどがあげられます。

・すべての人が利用できるように、道路・公共施設のバリアフリー化等、ユニバーサルデザインを推進することについて

道路改良工事等において、十分な道路用地が確保できず歩道整備が困難な区間にカラー舗装を2路線(延長600m)実施することで、歩行者空間の確保を図りました。今後、どのようなカラーが適正なのか、適切な幅員はどの程度か等の検討が必要です。

・障がいのある人の社会参加を促すために、入所施設、生活支援施設、社会復帰施設等の整備を促進することについて

グループホームの建設等を障がい福祉計画に位置付け、地域移行の環境を整えるなど障がい者の自立を促進してきました。しかし、障がい者の地域移行を進めるためには、今後もグループホームの役割が大きい中、入所施設も常に入所待機者が大勢おり、緊急時の入所に対応できない状況にあります。また、福祉職場全体で職員の確保が難しい状況が続いています。

・障がいや発達に遅れがある子どもの自立や、社会参加を促進するための支援体制の充実を図ることについて

保健課と福祉課の連携により、健診等での気づきから医師との相談の機会を療育相談でつくり、病院受診や保育所での対応、ひまわり教室(療育事業)への参加等につなげています。課題としては、相談の機会を増やすことや気軽な参加ができるような環境づくり、また、支援が必要な子どもが増加してきており、放課後や夏休み等の長期の休暇時の受

け入れ態勢が不足してきていることなどがあげられます。

・障がいのある人の雇用の促進・安定と、福祉就労の充実を図ることについて

毎年、障がい福祉事業所への優先調達を実施しており、事業数の増加も見られています。また、関係機関が参加しての就労支援会議等により、関係機関の連携が進む環境となっています。ただし、一般就労の受け入れ先としては、限られた事業所にとどまっているため、今後、就労先を増やすためには、事業所の理解を広めていく必要があります。

・生活困窮者の自立の支援制度と、相談・指導・援助活動の充実を図ることについて

被保護世帯については、医療機関、ハローワーク、社会福祉協議会等の関係機関との連携のもと、各ケースに即した指導、助言等の支援策を実施してきており、安定した就労による保護脱却もあり、一定の成果が見られました。また、平成 27 年度以降は、生活困窮者自立相談機関を中心とした生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援も併せて実施してきた結果、相談機関の周知及びスキルアップ、地域社会における困窮者のアウトリーチにも成果が見られています。

今後も引き続き、医療、福祉、就労の各専門分野との更なる連携強化を図り、生活困窮者の困窮要因、状況、環境等に即した支援が必要です。

基本施策⑤ 安心して子どもを生み・育てる環境づくり

・乳幼児の健康支援など、母子保健の充実を図ることについて

隠岐病院と連携して妊婦を把握し、母子手帳を手渡しする際に各種制度の説明を実施しています。また、保健師による妊婦訪問、出生後の母子訪問の際に相談及び指導、プレママプレパパ教室の開催により母親・父親になる心構え等の指導と相談を実施しました。出生後は、新生児訪問・乳幼児健診(4か月～4.5歳児)を集団健診で実施し、気になるケースの早期発見及び指導相談を行なっています。また、予防接種については、集団接種(一部個別)によりほぼ100%の接種率となっており、集団で実施することで保護者同士の交流・情報交換の場にもなっています。細やかに対応することで親の安心につなげることができています。

・子育てに対するさまざまな不安や悩みの軽減を図るため、家庭をはじめ地域社会全体が、子育て世代を支えていく環境づくりを推進することについて

各保育所で地域交流の機会を設け、地域社会全体で子育てを見守り支える環境づくりに努めました。また、未入所児とその保護者に対し施設開放の時間を設け、子育てに関

する相談の窓口となりました。子育て支援センターでは、支援員による子育て相談を行い、必要時、専門機関に紹介しています。これまでの取り組みの継続とともに、地域と連携した活動の一層の充実を図ることが必要です。

・地域子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業、児童相談等を展開し、子育て環境の充実を図ることについて

地域子育て支援センターは、子育て情報の発信の場として、また核家族化が進む中で子育て世代の負担軽減や交流の場として大きな役割を担ってきました。年間利用者数も年々増加し、平成 30 年度では延べ 4,452 人の利用がありました。

ファミリーサポートセンターは、平成 20 年 10 月から事業を開始しましたが、平成 25 年度の 595 件をピークに利用件数が激減し、平成 30 年度には 20 件となりました。また、協力会員の確保が難しく、事業として継続困難となり平成 31 年 4 月より事業を休止している状況にあります。

児童相談は、支援の必要と思われる児童の通報が義務化されたことにより、本町でも虐待の疑われるケースは増加しています。児童相談所をはじめ各関係機関と連携し、ケース会議により方針を定め対応しています。

子育て拠点施設のひとつとして、地域子育て支援センター事業の維持とさらなる充実を図ることや、ファミリーサポートセンターで行なっていたサービスを、既存の事業や新規事業で代替できないか検討することが必要です。また、要保護児童等に対応するために「子ども家庭総合支援拠点」の整備や、それに伴う人材の確保も検討課題です。

・仕事と子育てを両立できる職場の環境づくりを推進することについて

中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業を活用し職場環境の整備に取り組んできました。今後は、仕事と子育てを両立できる職場の環境づくりをより一層推進していくために、町独自の支援制度を検討することが必要です。

・多様なニーズに応じた保育サービスの充実と、保育施設の整備・充実を図ることについて

平成 27 年度から子ども子育て支援新制度により保育標準時間(11 時間)となり、就労形態の多様化に応じたサービス提供が行なわれました。また、平成 24 年度からは原田保育所を原田認定こども園(保育所型認定こども園)とし、3 歳以上児の幼児教育に対応することとなりました。保育サービス維持のために保育士等資格職の人材確保や、老朽化した施設の計画的な整備が課題です。

・多子世帯に対する保育料などの負担軽減を図り、子育て家庭の経済的支援に努めること

について

平成 28 年度から第 2 子以降保育料無料(従来は同時入所無料)や、保育料水準の引き下げ(国基準の概ね 7割→5割)を行い、子育て世帯の負担軽減を図りました。国の制度改正等に留意しつつ、負担軽減の維持に努める必要があります。

基本方針 7. 安心・安全で快適な生活環境づくり

基本施策① 安全で便利な道路網の整備

・国道および島内を循環する主要地方道の整備を促進するとともに、連結する生活道路の整備を推進することについて

国道 485 号、主要地方道西郷都万郡線、西郷布施線、隠岐空港線において、順次道路改良(道路拡幅、バイパス、歩道整備など)を進めてきました。また、これら主要道路に連結する生活道路においても計画的に順次道路改良を進めてきました。

・自転車、歩行者、車輦の安全な通行を確保するため、交通安全施設等の整備を推進することについて

通学路等において歩道整備を実施し、歩道設置またはカラー舗装により、歩行者空間の確保を図りました。各路線の特徴を考慮しながら、効率的に交通安全施設等の整備を進めて行くことが今後の課題です。

基本施策② 誰でも利用可能な情報通信システム

・産業振興・観光・保健・医療・福祉・教育・防災等の多岐にわたる分野で、誰でも利用できる高速情報通信環境の構築を図るとともに、人材の育成と学習機会の充実を図ることについて

平成 22 年度に隠岐の島町地域情報通信基盤整備事業を実施し、町内全域に光ファイバー網を整備しました。これにより、NTT 西日本島根支店の光接続サービスによる高速インターネットが利用可能となりました。また、平成 28 年度には観光防災 Wi-Fi ステーション整備事業を実施し、役場本庁・支所、避難所、観光施設等に公衆無線 LAN を 28 箇所整備しました。今後は、各分野(観光・防災の一部を除く)において情報通信基盤を活用していくための具体化な施策を検討することが必要です。

・テレビ難視聴地域における共同受信施設のデジタル化に向け、整備を促進することについて

平成 23 年度に、難視聴地域の共同受信施設組合が実施するデジタル化整備に対し補助金を交付する「隠岐の島町テレビ共同受信施設地上デジタル化整備事業」を実施し、デジタル化の整備が完了しました。

・携帯電話の不感地域を解消するため、移動通信用鉄塔の整備を促進することについて

現在、携帯電話事業者(大手3社)による集落カバー率は 100%となっています。この

ため移動通信用鉄塔整備事業は平成 16 年度以降実施していません。

基本施策③ 住みよい快適な住環境

・総合的な住宅需要を把握し、地域特性を生かした住環境の整備を推進することについて

住宅需要と供給の現状と予測から計画的な公営住宅の建設計画を行うため「住宅マスタープラン」を策定し住宅行政を行なってきました。また、住宅施策として地元産木材を活かした木造住宅の推進及び、現代求められる居住空間に適合させるため住宅性能評価を行い 46 戸の建替住宅の整備を行いました。

人口は減少するものの世帯分離やリターン者への賃貸住宅の状況は変化してきていますので、今後の公営住宅の役割や安全な住宅づくり、居住性の向上に向けた住宅施策など、住環境の向上と確保を図るための計画づくりに努める必要があります。

・高齢者をはじめ、町民が安心して暮らせる居住環境の改善を図るため、公営住宅のバリアフリー化など計画的な改修を推進することについて

平成 23 年に「住宅長寿命化計画」を策定し、既存公営住宅の長寿命化と高齢者に対応した住宅改修を行なってきました。また、改修団地は維持管理コストが縮減となるよう改修年度を計画し実施しています。ただし、住宅改修事業の交付金の配分が減少し、要望する事業費に対し国の補助が得られない状況にあり、改修が遅延することによる維持コストの増加が懸念されています。今後は改修費を抑える設計内容への見直しが必要です。

・地域コミュニティ活動や地域間交流、地域防災、及び生涯学習の拠点となるコミュニティ施設の整備を推進することについて

コミュニティ活動の拠点となる新たな施設を整備するには至りませんでした。しかし、「コミュニティ施設等整備費補助金」をはじめ各種支援事業を適時創設・拡充し、地域住民の方々にとって身近なコミュニティ施設である集会所の整備を進めてきました。コミュニティ活動の新たな拠点施設の整備については、既存施設の役割も含め慎重な検討が必要です。

・効率的、安定的な給水を確保するため、簡易水道と上水道の計画的な整備を推進することについて

平成 29 年度に上水道と簡易水道の経営統合を行い、維持管理費削減のため施設の統合や計画的な施設更新を行なっています。年間 2%程度ずつ使用料が減少する傾

向にあって、施設整備費が膨らみ経営を圧迫していることが課題です。

・自然環境の保全と清潔・快適な生活のため、下水道の整備を推進することについて

令和 8 年度完了を目標に西郷地区・五箇地区の公共下水道の整備を進めています。また、中村地区においても事業に着手し令和 10 年には完了する予定としています。しかし、供用区域は確実に拡大していますが接続率が伸び悩んでおり、その対策が必要です。また、令和 5 年までの公営企業化が義務付けられたことから、施設整備の財源不足による鈍化、使用料の見直し等が懸念されています。※平成 30 年度末現在、普及率 66.0%、接続率 49.8%（平成 19 年度末普及率 32.5% 接続率 31.1%）

基本施策④ 安心して住める防災・防犯安全対策

・水害予防のため、河川等の整備を推進することについて

洗堀及び破損が判明した護岸について適時修繕を実施するとともに、水害予防として堆積土の撤去、除草を 35 箇所の河川で行いました。引き続き定期的な除草等や河川の洗堀、堤体の健全度確認のための定期的なパトロールが必要です。

・土砂災害予防のため、砂防、急傾斜対策施設の整備を推進することについて

ハード面では、奥谷川砂防施設(北方)が完成、岩崎の谷川(原田)、井奥谷川(都万)を県事業にて砂防施設を実施中です。ソフト面では、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定に向け、県事業により調査を実施しています。土砂災害特別警戒区域については、今後地域指定を実施するとともに、砂防及び急傾斜施設については要望箇所が多い為、危険性及び緊急性を考慮し優先順位を決めながら引き続き整備を進めていきます。

・事故等の防止や防犯に配慮した、安全で安心な施設等の整備を推進することについて

狭隘で離合が困難な路線の改良や、冠水対策として排水路整備、法面崩壊及び落石対策として災害防除工を実施しました。その他、港湾施設の整備及び物揚場の舗装、橋梁・トンネル等の道路構造物についても、法定点検の上、補修・修繕を実施しました。

また、平成 20 年 6 月に発生した島内油槽所での混油事故を踏まえ、町が事業主体となり隠岐島油槽所を整備し平成 22 年 3 月に完成しました。これにより石油製品の安全で安定な供給体制と流通の合理化が図られました。

・消防体制の充実のため、消防施設設備の整備を推進することについて

消火栓、防火水槽、消防車等の計画的な整備を行いました。今後も計画的な整備に努め、消防体制の強化を図る必要があります。

・救急救助体制の充実を図ることについて

新病院の建設に併せてヘリポートが整備され「Dr ヘリ」の運航が開始されましたが、救急救助体制の確立が求められます。

・消防、医療、福祉、地域コミュニティとの連携による総合的な危機管理の充実を図ることについて

地域防災計画の策定により、防災については関係機関との情報共有が図られました。今後、実際の災害時を想定した訓練を実施することが必要です。

・自主防災組織の整備と自主防犯活動を促進することについて

自治防災組織を結成する自治会が増えており、避難訓練等の実施により災害等への意識が高まっています。しかし、現在の組織率25%は県内でも高いとは言えず、さらなる組織率向上の取り組みが必要です。

基本施策⑤ 公共交通の充実

・高齢者を中心とした交通弱者の生活交通を確保するため、地域、関係団体が一体となって、運行形態(デマンドバスの導入等)・路線・料金等の見直しを検討し、利便性の高い生活交通システムの構築を図ることについて

平成22年3月に「隠岐の島町公共交通整備方針」を策定し、路線数、各路線の往復数の抑制や主要目的地の変更、運賃の簡略化・上限運賃の設定等を行い、新たな交通システムのもと運行を開始しました。

しかし、年々利用者が減少している中で、公共交通の維持確保に係る経費の固定化をはじめ、新庁舎整備に伴う役場の移転や移転先周辺の施設に対応したバス路線の見直し、バスの運行経路(行先)や乗り継ぎのわかりにくさ、島外からの来訪者に対する情報提供の不足、公共交通の担い手(運転手)不足等、さまざまな課題を抱えていることから、現行の公共交通システムを抜本的に見直すことが急務となっています。令和2年度の役場の庁舎移転に伴い、令和元年度に地域公共交通再編計画を策定し課題の解決を図る予定です。

・観光・交流に利用可能な循環バス等の維持改善に努めるとともに、点在する観光施設や観光スポットを効果的に結びつけ、多様な観光ニーズに対応した観光ルートの整備を促進することについて

平成22年3月に制定した「隠岐の島町公共交通整備方針」により、路線数や各路線

の抑制等を行いました。平成27年4月には、新たに買い物弱者対策として「循環線」を設けた為、生活面においての利便性は向上しましたが、運転手数や車輛の台数に限りがある事などから、観光・交流につなげるような観光ルート整備を行うことはできませんでした。

今後としては、生活バス路線網の中でのルート設定は現実的ではないと考えられますので、観光振興面でのソフトコンテンツとして、現在実施しているジオサイトめぐりに特化した「ジオバス」西回り・東回りコースのように、利用者のニーズに柔軟に応えられるような観光ルートを整備していく必要があります。

基本方針 8. うるおいのある自然環境づくり

基本施策① うるおいのある自然環境の整備

・希少動植物や不伐の森など隠岐の貴重な自然体系を次代に引き継ぐため、自然環境の保全・再生に努めることについて

自然環境の保全については、隠岐の自然を脅かす特定外来生物(オオキンケイギク)の駆除を積極的に行いました。しかし、再生活動については殆んどされていないことや、特定外来生物の駆除については、その繁殖力に比べて駆除が追いついていないことから抜本的な駆除対策が必要です。

・身近に自然にふれあうことのできる自然公園などの整備を推進することについて

大山隠岐国立公園満喫プロジェクトの活用により、浄土ヶ浦の公園整備を行いました。また、自然環境整備交付金事業を活用し、施設の維持修繕に努めています。現在老朽化した施設が多数あることから、計画的な施設の維持に努めるとともに、継続して満喫プロジェクトを推進していく必要があります。

・景観の保全に向けたボランティア活動を促進することについて

特に行政からボランティア活動を促してはいませんが、住民の関心や意識の向上が見られ、海岸ごみや空き缶等のごみ拾いボランティアが徐々にではありますが広まっています。ボランティア活動で大量に発生する海ごみの処分方法の確立が急務となっています。また、ボランティア活動の実態を把握し、その活動を広報していくことも必要です。

・継続的な町民等への啓発活動による不法投棄防止対策を推進することについて

啓発は行なっていますが、その効果は十分とは言えません。冷蔵庫やテレビなどの大型ごみの不法投棄は少なくなっていますが、小さいごみ袋等件数としては増加傾向にあります。啓発活動はもとよりパトロールの強化、看板・防犯カメラの増設や、警察との連携もさらに深め、減少しない不法投棄に対して取り組みを強化することが必要です。

・国・県・関係自治体及びその他関係団体と協力し、国際的な取り組みによる海岸・漂着ごみ対策を推進することについて

海岸漂着ごみの処理に関しては、国の補助金により計画的に処分がされていますが、一向に少なくならない漂着ごみの根本的な解決には至っていない状況です。現在、漂流プラスチックが国際問題化していますので、それに併せた陳情等を離島や全国の市町村と連携し取り組んでいく必要があります。

基本施策② 循環型社会の形成

・町民・事業者・行政が一体となったリデュース(排出抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)の「3R」を基調とした取り組みの展開を推進することについて

隠岐の島町のリサイクル率は、県内および全国の離島と比べ低く、対策を講じても町民に十分浸透していないのが現状です。ごみのリサイクルを進めるため、出しやすいごみ及び収集体制の抜本的な改革が課題です。

・環境保全活動のため、情報提供と環境教育を推進することについて

現在、小学校4年生に対して、社会科見学(施設見学)を行なっていますが、全町民に対して情報提供と環境教育が行われていない状況です。今後、小学生のみならず、中高校生及び成人に対して環境教育を推進することが必要です。

・ごみの減量化と資源化を推進するため、ごみの分別収集体制を更に推進して、効率的かつ、適正な処理体制の確立を図ることについて

人口は減少していますが、ごみの量は横ばい傾向であり、減量化・資源化は進んでいない現状です。分別収集体制も過去と同様な状況です。町民の意識の向上、分別の拡大や分別処理、島外搬出ルート of 確立など多くの課題を抱えています。

・新エネルギー導入促進のマスタープランとなる「新エネルギービジョン」に基づき、太陽光発電や風力発電など代替エネルギーの導入に努め、地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の実現に努めることについて

旧隠岐空港跡地に 3MW のメガソーラー施設が整備され、平成 27 年 9 月から発電を開始しました。また、平成 25 年度より家庭用太陽光発電の推進するため支援(62 戸補助)を行なっています。

再生可能エネルギーの有効活用を図るために、蓄電システムの単独導入や新電力会社の設立などを検討することが今後の課題です。

・本町のもつ豊かな森林資源や海洋資源等を有効利用するための「木質バイオマス重点ビジョン」に基づき、「里山」「里海」の適切な保全を図るとともに、町内で供給できるエネルギー資源を有効活用できる環境産業の創出を促進することについて

平成 22 年にリグノフェノール試験施設(100kg/年)が布施地区で稼働しました。国内各企業に幅広い利用を検討頂くために抽出原料を提供してきたことで、リグノフェノールに関心をよせ試験的な需要が高まってきました。

現在、製造実験施設(1t/年)の建設を準備していますが、さらなる年間 1 千t施設の

島内建設に向けた体制強化が必要です。